

平成26年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
企画調整課	(仮称)彦根総合運動公園基本計画等策定業務委託	公園基本計画等作成	平成26年8月19日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所	19,980,000	専門性と豊富な経験を有した事業者に、そのノウハウを活用して業務を行わせる必要があり、低廉性のみをもって委託先を選定できないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
県民活動生活課	滋賀県総合事務支援システム運用保守業務委託	滋賀県総合事務支援システム運用保守業務	平成26年8月20日 (長期継続契約 平成27年～平成31年)	富士通株式会社滋賀支店	61,948,800	互換性および接続性の観点から、一体的なシステム管理を維持し、システムの安定稼働を図るには、現行システムの提供先から調達する必要があるため。	2	3イ
文化振興課	物品購入	美術品購入	平成26年7月10日	個人	5,724,000	1点しかない美術作品の所有者との契約であるため。	2	3ア
文化振興課	びわ湖・アート・フェスティバル企画・実施業務委託	フェスティバル開催に関する業務一式	平成26年8月6日	株式会社しがぎん経済文化センター	6,800,000	県民や文化活動者主体の柔軟な企画を実現するため、契約相手方の企画力、実行能力等も相手方決定条件に付加することを目的に公募型プロポーザル形式を採用したため。	2	4
文化振興課	平成26年度希望が丘文化公園施設整備事業委託(その1)	青年の城非常放送設備更新工事	平成26年9月10日	公益財団法人滋賀県文化振興事業団	8,500,000	下記理由により(公財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2	3イ
文化振興課	平成26年度希望が丘文化公園施設整備事業委託(その3)	青年の城制御用電源充電設備更新工事	平成26年9月10日	公益財団法人滋賀県文化振興事業団	12,000,000	下記理由により(公財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
男女共同参画 課	滋賀マザーズジョブス テーション・草津駅前就 労支援業務委託	滋賀マザーズジョブステー ション・草津駅前就労支援	平成 26 年 7 月 10 日	オムロンパーソネル株 式会社	5,277,096	専門性と豊富な経験を有した事業者に、そのノウ ハウを活用して業務を行わせる必要があり、低廉 性のみをもって委託先を選定できないことから、 プロポーザル方式により契約の相手方を選定し たため。	2	4